

高齢者補聴器購入費助成金 ※購入前に申請が必要です

加齢に伴う聴力の低下により他者とのコミュニケーションが取りにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

▼対象者

助成金の交付対象者は、次の要件をすべて満たす方となります。

- ・町内に居住しており、町の住民基本台帳に記録されていること。
- ・申請日において満65歳以上であること。
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条の規定による補装具費の支給（補聴器に係るものに限る）を受けられないこと。
- ・町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税および介護保険料の滞納がないこと。（徴収が猶予されているものを除く）

▼対象経費

助成金の対象経費は、4月1日以降に認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する販売店で購入する補聴器および付属品に係る経費です。当該補聴器に係る診察に要する経費は対象経費に含まれません。

▼助成額

助成金の額は、対象経費の2分の1（千円未満の端数切捨て）で、3万円が上限です。
※同一申請者に対する助成金の交付は、1回限りとなります。

▼左記の場合は助成金の交付対象とはならないのでご注意ください。

- ①認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する販売店以外で購入した場合
- ②補聴器購入後に助成金の交付申請をした場合
- ③集音器を購入した場合
※認定補聴器専門店・認定補聴器技能者は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページから確認することができます。
- ※認定補聴器専門店とは、公益財団法人テクノエイド協会が認定補聴器専門店登録簿に登録し、かつ、認定証書を交付している補聴器販売店をいいます。
- ※認定補聴器技能者とは、公益財団法人テクノエイド協会が補聴器に関する知識および技能を習得している者として認定して付与する資格を有する者をいいます。
- ▼申請手続きの流れ
①認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する販売店を確認
②認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する販売店で補聴器の見積書入手
③助成金の交付申請書を提出（補聴器購入前）
④町から助成金の交付決定通知書を送付
⑤補聴器を購入

⑥町へ実績報告書・助成金の交付請求書の提出

⑦町から助成金の交付額確定・助成金の交付

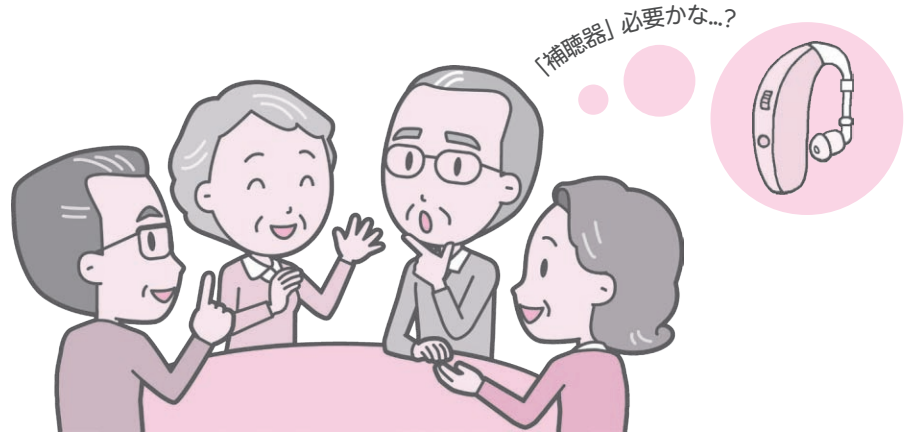
▼助成金の交付申請・実績報告に必要な書類

- 交付申請時（補聴器購入前）に提出していただく書類
・利根町高齢者補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号）
・見積書（補聴器本体および付属品の金額ならびに販売店舗名が確認できるもの）の写し
- 実績報告時（補聴器購入後）に提出していただく書類
・利根町高齢者補聴器購入費助成金実績報告書（様式第3号）
・領収書（補聴器本体および付属品の金額、補聴器の購入日ならびに販売店舗名が確認できるもの。宛名は本人に限りです）の写し

助成金の申請書類は、福祉課窓口で配布しています。
また、町公式ホームページ（左記2次元コード）からダウンロードすることもできます。

▼問い合わせ

福祉課 高齢介護係
☎ 68・2211（内線124）



軽自動車税（種別割）の減免申請

身体障がい者などが所有もしくは使用する軽自動車などについて、軽自動車税（種別割）の減免制度があります。
※自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

▼手続きに必要なもの

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 「対象車両を運転する方」の運転免許証またはマイナ免許証
- ※マイナ免許証の場合は、「マイナ免許証アプリ」で読み取った「マイナ免許証の免許情報」の画面の提示もしくは「マイナ免許証の免許情報」を印刷したものが必要です。
- 車検があるものは自動車検査証（軽二輪については軽自動車届出済証）
- 軽自動車税（種別割）納税通知書

※納めないでください。

□障がい者の方の利用のために改造されたものは、写真など構造がわかるもの

▼申請受付期間

5月中旬に町が発行する軽自動車税（種別割）納税通知書を受け取られてから、6月2日（月）（納期限）までになります。納期限を過ぎてからの申請は受けられませんのでご注意ください。

問い合わせ・申し込み

税務課 町民税係
☎ 68・2211（内線203）

▶対象および範囲

区分		軽自動車等の所有者	軽自動車等の運転者
身体障害者	18 歳以上	本人	本人
	18 歳未満	本人または生計を一にする方	生計を一にする方または常時介護する方
戦傷病者		本人	本人
知的障害者	精神障害者	本人または生計を一にする方	生計を一にする方または常時介護する方

- 対象車両は全て身体障がい者などの通学、通院、通所または仕事のために使用するものに限ります。
- 障がい者を常時介護する方が軽自動車などを運転する場合は、障がい者本人が所有する場合に限ります。
- 自動車検査証または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは、減免を受けることができません。
- 障がい者の方の利用のために改造された軽自動車などは、利用する方の障がいの程度によらず減免の対象となります。
- ※自動車税・自動車取得税の減免については、土浦県税事務所稲敷支所 ☎ 029・892・6111へお問い合わせください。

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1 級～ 4 級の各級	特別項症から第 4 項症までの各項症
聴覚障害		2 級および 3 級	
平衡機能障害		3 級	
音声機能障害		3 級（喉頭摘出による音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がいがある場合に限る。）	特別項症から第 2 項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がいがある場合に限る。）
上肢不自由		1 級および 2 級	特別項症から第 3 項症までの各項症
下肢不自由	障がいのある方が運転する場合	1 級～ 6 級の各級	特別項症から第 6 項症までの各項症および第 1 款症から第 3 款症までの各款症
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1 級～ 3 級の各級	特別項症から第 3 項症までの各項症
体幹不自由	障がいのある方が運転する場合	1 級～ 3 級の各級および 5 級	特別項症から第 6 項症までの各項症および第 1 款症から第 3 款症までの各款症
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1 級～ 3 級の各級	特別項症から第 4 項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級および 2 級	
	移動機能	1 級～ 6 級の各級	
心臓機能障害		1 級および 3 級	特別項症から第 3 項症までの各項症
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこうまたは直腸の機能障害			
小腸の機能障害			
免疫機能障害		1 級～ 3 級の各級	
肝臓機能障害			
療育手帳		「A」または「A」	
精神障害者保健福祉手帳		1 級で次のいずれかに該当する方 ・ 自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方 ・ 医療福祉費受給者証（マル福）をお持ちの方 ・ 障がいの治療のため通院されている方	